

議案第 31 号

専決処分の承認を求めるについて

里庄町税条例の一部を改正する条例（平成 30 年里庄町条例第 9 号）について、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第1号

専 決 処 分 書

里庄町税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

里庄町長 加藤 泰久



理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「年当り」を「年当たり」に改め、同条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に、「当り」を「当たり」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第35条中「第33条」を「第32条」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「合計金額」を「合計所得金額」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「第2項」を「第3項」に、「によって」を「により」に、「においては、3月15日までに第1項」を「には、3月15日までに、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」とを加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべき

ことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条に次の1項を加える。

- 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同

条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第18項を第25項とし、第15項から第17項までを7項ずつ繰り下げる、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29号」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 11 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 6 号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の町税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）

第 52 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成

30年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。